

全体研修会資料

1. 大阪府立高等学校等体育施設開放事業概要

- ▽ スポーツ活動を通じ大阪府民の健康保持と体力の向上を図ることを目的に、大阪府立高等学校等体育施設の有効利用として施設開放事業を行っています。

- ▽ 本事業は、体育施設の開放を行う大阪府立高等学校等及び市町村教育委員会の協力を得て、大阪府教育庁が組織的に行っています。大阪市の場合、大阪市経済戦略局が事務を行います。

- ▽ 大阪市経済戦略局では、主として管理指導員の大阪府への推薦と利用調整の事務を行っていますが、具体的な利用日程調整と学校別管理指導任務については、事業開始当初から大阪市スポーツ推進委員の方々にボランティアでご協力をいただいています。

【参考】スポーツ推進委員とは

- ・ スポーツ推進委員は、スポーツ基本法及び大阪市スポーツ推進委員規則に基づき、大阪市教育委員会より委嘱された非常勤の公務員で、地域のスポーツ・レクリエーション活動推進のためのリーダーであり、地域住民と行政をつなぐコーディネーター役として活動しています。
- ・ 大阪市では、各区のスポーツ推進委員が大阪市スポーツ推進委員協議会を組織し、大阪府立高等学校等体育施設開放事業における管理指導員各校別研修会と利用調整を行っています。

○大阪市における大阪府立高等学校等体育施設開放事業について

- 1 **開放校・種目**：50校 **【「令和7年度開放施設一覧表」を参照】**
※ 学校によって、制限されている種目があります。
- 2 **開放施設**：運動場（グラウンド、テニスコート）、体育館
※ 学校によって開放施設は異なります。
【「令和7年度開放施設一覧表」を参照】
- 3 **開放日**：土曜、日曜、祝日 9時～12時、13時～16時、18時～21時
※ 学校行事が優先されますので、全ての「土曜、日曜、祝日」が開放されるわけではありません。
※ 学校によって、開放回数に差があります。
【「令和5・6年度 開放実績一覧表」を参照】
- 4 **利用対象団体**：大阪市内に在住または在勤の成人の方を責任者とした団体
- 5 **利用方法**：
 - ・利用団体登録をする必要があります。1団体につき1校選択し、登録申込をします。
 - ・登録完了後、責任者の方が利用調整会に出席し利用日を決めます。

《 利用までの流れ 》

利用登録申込書・利用団体構成員名簿・返信用封筒3通（角型2号）を提出
（必ず管理指導員全体研修資料、大阪府・大阪市使用者心得、各校別使用者注意事項を必ず確認すること）



登録完了



利用調整会へ出席（年3回：3月・7月・12月開催）



利用日決定



利用日直前に学校へ鍵を取りに行く
（利用前に中止となった場合は、中止届をスポーツ課あてメールまたはFAX）



利用日当日：学校体育施設を利用



利用後：学校へ鍵を返却・管理指導日誌を提出

6 **登録期間**：令和6年4月1日～令和8年3月31日

※今回の登録は、令和6・7年度の利用にあたっての登録です。

7 **管理指導員全体研修会・各校別研修会**：

- ・ 令和6・7年度の管理指導員全体研修会、各校別研修会の開催は行いません。
- ・ 利用団体の責任者(正・副とも)は、必ず管理指導員全体研修資料、大阪府・大阪市使用者心得、各校別使用者注意事項*の内容を確認すること。

※各校別使用者注意事項は、利用調整会の案内と合わせて正責任者の方に送付いたします。

8 **利用調整会**：

- ・ 開放日の利用調整は、学期ごとに行います。

第1期分(4月～7月)・・・3月

第2期分(8月～12月)・・・7月

第3期分(1月～3月)・・・12月

- ・ 登録団体の責任者(正・副どなたか1名)が出席してください。
- ・ 利用調整会の案内は、各調整会の約1週間前に、正責任者の方に送付いたします。

9 **使用料**：

グラウンド(昼間)・テニスコート(昼間)：無料

グラウンド(夜間)・テニスコート(昼間)：2,100円/1単位(3時間)

体育館：3,000円/1単位(3時間)、空調設備使用：2,400円/1単位(3時間)

- ・ グラウンド(夜間)、テニスコート(夜間)、体育館の使用料は、使用後に大阪府から納付書が送付されます。

10 **その他**：

- ▽ 学校施設のため、登録後や利用日決定後であっても、やむを得ず開放中止になる場合がありますが、その場合の代替日はありません。
- ▽ 登録した高校等を年度途中に変更することはできません。
- ▽ 利用団体にて事前に使用中止を決定した場合や、雨天等により当日に使用を中止した場合は、使用中止届を下記あてFAXまたは郵送、メールにてご提出ください。
※事前・事後どちらも必要です。
中止した場合も、学校あて管理指導日誌(中止で記入)の提出は必要です。
(ただし、事前に中止届を提出した場合は、管理指導日誌の提出は不要)
- ▽ 優先使用として、一定の基準を満たしたものに優先的な使用を認めています。

問合せ先

〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86

大阪市中央卸売市場 業務管理棟9階

大阪市経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課

TEL 06-6469-3866 FAX 06-6469-3898

2. 優先使用申し込みについて

大阪市では大阪府立高等学校等体育施設開放事業における優先使用について、原則として各区役所担当課長を通じて以下に示す基準を満たすもので、大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課へ申請があった事業について、優先的に府立高等学校体育施設の使用を承認しています。

なお、生涯スポーツニーズの高まりにより、府立高校等開放事業への利用希望者が増えていることに鑑み、できるだけ多くの市民の方に利用の機会が提供できるように配慮することとしています。

優先使用申込基準

- ① 全国、府下、全市レベルで行われる広く市民を対象としたスポーツ・レクリエーション大会など

(例)：△△△競技大阪市大会、△△競技障がい者スポーツ大阪市大会、大阪市□□□連盟△△△競技大阪市大会 など

- ② 各区長等が主催する、広く市民・区民を対象としたスポーツ・レクリエーション大会

(例)：○○○区民スポーツフェスティバル、○○○区民マラソン など

- ③ 各区体育厚生協会やスポーツ推進委員協議会、PTA協議会、子ども会育成連合協議会など社会教育関係団体などが主催する、広く市民・区民を対象としたスポーツ・レクリエーション大会、もしくは、市民・区民対象の事業実施のための学習会

(例)：○○○区長杯△△△競技大会、○○○区こども△△△競技大会、○○○区ニュースポーツ大会、○○○区△△△競技審判講習会、○○○区△△△競技指導者研修会 など

- ④ 区内各種団体が主催する、広く市民・区民を対象としたスポーツ・レクリエーション大会、もしくは、市民・区民対象の事業実施のための学習会

(例)：○○○地域運動会、○○○地域ニュースポーツ大会、○○○地域スポーツクラブ交流会、△△△競技審判講習会、△△△競技指導者研修会 など

- ⑤ 支援学校において、これまでスポーツを通じて障がいのある生徒との交流をはかり、長年にわたり、障がいのある人のスポーツに参加する機会を促進してきた団体による活動

3. 管理指導員任務・使用者心得について

大阪市では、学校体育施設の利用に際し利用団体に責任を持って自主管理・自主運営をしていただくために利用団体登録を行っています。利用団体とその責任者を明確にし、責任者の方には施設利用に当たって管理指導員全体研修資料、大阪府・大阪市使用者心得、各校別使用者注意事項を確認し、施設を利用していただくという方法で「利用団体の自主管理・自主運営」の実現を図ります。

○利用団体責任者任務（管理指導員任務）

- ・ 利用団体の責任者は、必ず利用調整会までに管理指導員全体研修資料、大阪府・大阪市使用者心得、各校別使用者注意事項を確認してください。
- ・ これら資料等での内容をメンバーに周知徹底してください。
- ・ 学校体育施設利用には、利用調整会（3月・7月・12月開催）に出席する必要があります。
- ・ 利用調整会は、利用団体責任者による話し合い等により利用を決定します。
- ・ 利用調整会への参加や、学校利用時は、団体責任者（正・副どちらか）の方の出席が必要です。
その際は、府委嘱状（別途送付）と本人確認書類（免許証または保険証等の氏名が確認できるもの）をご持参ください。※掲示を求める場合があります。
なお、府委嘱状が手元に届くまでの間は、申請書兼許可書にて代用願います。
- ・ 施設利用当日は、管理指導員任務を担っていただきます。
（使用者心得の徹底、会場の原状復帰、点検、鍵の開閉、日誌記入ほか）
※使用者心得については別紙参照

○学校担当管理指導員（スポーツ推進委員）

- ・ 各学校の学校担当管理指導員として、利用調整会での利用日の調整、並びに各校の使用状況についての指導・助言をしていただきます。

使用者心得を違反したことによる許可取り消し処分の事例について

大阪府立高等学校等体育施設開放事業・使用者心得に違反した場合、及び違反したことにより翌日以降の学校教育活動に支障が生じた場合は、以後の当該団体の使用を禁止するとともに、登録を取り消すこととなります。

そこで、過去に重大な違反により利用取り消しをした事例を記載します。

事例①

あるチームが、グラウンドを利用する際、前日からの雨によりグラウンドが軟弱となっていた。当日の責任者（正・副責任者）がグラウンド状態を確認し、利用中止の判断をしなければいけないところをメンバーが集まっていたため、グラウンド状態が悪い中、利用した。それを見た学校関係者が、ただちに利用を中止するよう指導をしたが、責任者は聞き入れず、利用を継続し、利用後のグラウンドの整備も不十分となった。

結果、翌日早朝から生徒がグラウンドの整備をすることになり、翌日の学校授業に支障が出てしまった。

⇒このチームは、この日以降の全ての利用許可日を取り消され、その後に予定していた調整会への参加が出来なくなった。

事例②

ある野球チームが、グラウンドを利用する際、前日からの雨によりグラウンドが軟弱となっていた。グラウンドを利用できるように、ぬかるんだ黒土をスコップでグラウンド脇に避けて使用し、使用後に整備をするため、学校所有の備蓄していた盛り土を使用した。その際、グラウンド脇に避けた黒土は放置されたままとなった。結果的にグラウンドの黒土に普通の土が混ってしまい、高校野球部員が整備をしたところで、元々の黒土だけのグラウンドに復旧することはなく、原形を崩すこととなった。

⇒このチームは、この日以降の全ての利用許可日を取り消され、学校所有の黒土を、実費弁償することとなり、その後に予定していた調整会への参加が出来なくなった。

事例③

あるチームが、冬に高校体育館を利用する際、体育館のコンセントを利用して暖房器具を使用し電気を使い、体育館倉庫から高校所有のスポーツ電気備品を無断で使用した。

また、一部メンバーが体育館の外にあるトイレまで土足に履き替えることなくそのまま体育館シューズで移動した。この高校では以前にも同事例があり、登録団体の責任者に気をつけるよう周知徹底をしていたなかでの違反となったため、学校より厳しく指導勧告があった。

⇒このチームは、責任者より顛末書の提出と、この日以降の全ての利用許可日を取り消されることとなった。

4. 使用時における落雷事故の防止対策について

基本的な考え方

- ・管理指導員（正・副責任者）は屋外での活動中、落雷の予兆があった場合は速やかに活動を中止する。その際、危険がなくなると判断されるまで安全な場所に避難する等、利用者（チーム員）の安全を第一に考え、行動する。
(特に子供の利用者に際しては、自らの判断で活動が中止することが難しいことを配慮する)

前日までにすること

- ・活動中止決定権を持つ者の特定、中止の際の連絡網の整備をしておく。
- ・中止決定者が近くにいない状況で現象が発生した時でも、近くにいる関係者が速やかに中止決定をできるようにしておく。
- ・会場周辺の避難場所を事前によく調べておく。
(木の下は幹から 2m 以内は危険。配電線・送電線の下は安全)
- ・利用日当日の天気を天気予報で調べ、当日に備える。
- ・学校利用者（チーム員等）に対して、落雷事故の防止対策について十分に周知しておく。
(直撃雷、側撃雷は特に危険。死亡の可能性大)

当日すること

- ・落雷の予兆があればすみやかに活動を中止する。特に避難場所が近くに無い状況下においては、少しでも落雷の予兆があった場合、速やかに活動中止の判断をし、安全な場所に避難すること。
(AMラジオのガリガリッの音で接近の判断。必ずAMラジオを持参しておくこと)
- ・当日天気が良好であったとしても急に天候が悪化する恐れもあるため、常に天候については留意すること。
(入道雲、雷鳴、AMラジオの確認)
- ・雷雲が遠ざかって雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいはまだその雷雲から落雷の危険がありますから、安全な場所で待機すること。

※p. 8「雷についての知識と対策」を必ず参照してください。

雷についての知識と対策

文献『雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版』より引用

人体への落雷の種類

人体への落雷は大きく分けて次の4つのケースがあります。

①直撃雷

雷雲から直接人体へ落雷するケースです。直撃を受けると約80%の人が死亡します。グラウンド、平地、山頂、尾根等の開けた場所にいると落雷する可能性があります。

②側撃雷

落雷を受けた物体や人の近くにいると、その人にもさらに放電が移る場合があります。これを側撃雷と呼び、大きな木の下で雨宿りをしているときなどに起こります。雷による死傷事故は側撃雷によるものがほとんどです。

③歩幅電圧障害

落雷地点の近くで座ったり寝転んだりしていると、地表面に流れる電流に感電して、痺れや痛み、やけどを負うことがあります。

④電線や金属管を伝わる高電圧による障害

家屋の中にも、雷の電流は電線や電話線を伝って流れることがあります。落雷時に、電気器具・電話器・ファックス・ガスや水道のコック等に触れていると、その電流に感電し、しびれや痛み、ヤケドをする可能性があります。

雷から身を守るには

①雷の発生・接近を知る

信号1：モクモクとした入道雲

モクモクと発達した一群の入道雲は落雷の危険信号です。厚い黒雲が頭上に広がったら雷雲がさらに近づいて危険です。

信号2：雷鳴

雷鳴の聞こえる範囲はおよそ10kmです。かすかにでも雷鳴が聞こえているときには、次の雷は自分の近くにおちる危険があるので避難する必要があります。（一度カミナリが落ちると、その次の落雷は、半径10km以内に起こる可能性があります。）

信号3：ラジオのAM放送

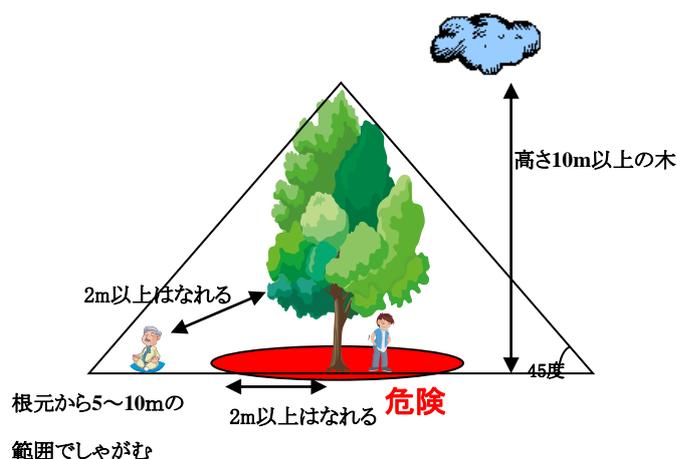
およそ50km離れた雷からの電波雑音をラジオでは拾うことができます。ガリガリッという雑音がします。（空が雲で覆われているときにはAMラジオが頼りになります。）

②落雷に対して安全な場所へ避難する

安全な場所

- 自動車、バス、列車、飛行機、鉄筋コンクリートの建物の中、配電線・送電線の下
- ・丈夫な金属で囲まれている場合、落雷電流は金属を通して大地に流れ込みます。したがって、自動車、バス、列車、飛行機の中は安全です。
 - ・建物の中は直撃雷の心配がないので安全ですが、全ての電気器具、天井、壁から1メートル以上離れてください。
 - ・配電線・送電線の下は、それ自体電気をよく通す導体でできており、雷をひきつける避雷針と同じ役割を果たすので、安全です。

※このほかにも大きな木を利用する避難方法があります。



危険な場所

グラウンド、テニスコート、ゴルフ場、屋外プール、海、テント・トタン屋根の仮小屋

雷は場所を選ばず落ちます。そして落雷付近に高いものがあると、これを通して落ちる傾向があります。高いものほど落雷を引き寄せる効果が高いのですが、以上のような開けた土地においては、どこに落ちるか、誰に落ちるかは予測できません。ですので、雷雲が近づいたら早めに避難する必要があります。

※雷雲が遠ざかって雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいはまだその雷雲から落雷の危険がありますから、安全な場所で待機することが必要です。また、一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づいてくる場合がありますので、新しい雷雲の接近に常に注意することが必要です。

※身に着けているものに関して

- ・レインコートを着ていれば落雷を受けない・・・×
 - ・指輪や時計、携帯電話を身に付けているから雷が落ちやすい・・・×
- 身に付けているものが落雷を引き寄せるかどうかは関係ありません。
ただし釣竿、傘、金属バットなどを振りかざして持つことは大変危険です。